

法人税分野の代表的法令を収録し使いやすさを追求しました！

平成20年度 法人税関係 携帯版法令集

平成20年度税制改正対応

第一法規 編集部 編 A5判／単行本／640頁 定価2,730円(本体2,600円)

平成20年度の税制改正に対応!!

使用頻度の高い法令とその条文を抄録!!

ハンディで持ち運びに最適!!

内容現在

法令の内容現在は、平成20年5月1日までに公布され、平成21年3月31日において効力を有することが予定されている内容を、あらかじめ本文に改正を加えた状態で収録



内容構成

使用頻度の高い法令を厳選！

1. 法人税法
2. 法人税法別表第一章第一号の表独立行政法人の項の規定に基づき法人税を課さない法人(財務省告示)
3. 法人税法別表第二章第一号の表独立行政法人の項の規定に基づき収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人(財務省告示)
4. 法人税法施行令
5. 法人税法施行規則(抄) ※申告書の書式は未収録
6. 減価償却資産の耐用年数等に関する省令
7. 租税特別措置法(抄) ※連結納税関係は未収録
8. 所得税法等の一部を改正する法律附則第119条の2の規定による経過措置を定める政令(抄)



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

平成20年度税制改正に対応！

内容見本

所得税法等の一部を改正する法律附則第四百九条の二の規定による経過措置を定める政令

〇所得税法等の一部を改正する法律附則第四百九条の二の規定による経過措置を定める政令

(平成二十年四月二十日号政令第百六十四号)

第二条(省略)

は、同条第一項に規定する投資法人の改正法の公布の日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、旧法人の同日前開始した事業年度分の法人税については、右従前の例による。

附則第九條	施行期	施行日
第二項	附則第九條第一項	平成二十年四月一日
第二項	附則第九條第二項	平成二十年四月一日

新設特別措置第六十二條第二項の規定は、法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同。

新設特別措置第六十三條第二項の規定は、法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)第三条第二項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第六十四條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第六十五條第一項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第六十六條第一項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第六十七條第一項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第六十八條第一項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第六十九條第一項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十條第一項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十一條第一項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十二條第一項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十三條第一項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十四條第一項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十五條第一項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十六條第一項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十七條第一項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十八條第一項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十九條第一項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

は、同条第一項に規定する投資法人の改正法の公布の日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、旧法人の同日前開始した事業年度分の法人税については、右従前の例による。

(特定目的信託に係る受託法人の外国税額控除に関する経過措置)

新設特別措置第六十八條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第六十九條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十一條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十二條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十三條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十四條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十五條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十六條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十七條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十八條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第七十九條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第八十條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第八十一條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第八十二條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第八十三條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第八十四條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第八十五條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第八十六條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

新設特別措置第八十七條第三項の規定は、同条第一項に規定する特別目的信託に係る特別目的信託を指す。

法人税法施行規則

第一章 総則

第一節 適用

第一条 この省令において、「国内」、「内国法人」、「外国法人」、「公同法団」、「協同組合」、「合資会社」、「共同組合」、「共同出資法人」、「有限責任会社」、「有限責任合資会社」、「株式会社」、「合資株式会社」、「合資株式会社」、「合資株式会社」は、それぞれ法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)以下「法」といふ。

第二条 この省令において、「債権者の権利」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する権利を指す。

第三条 この省令において、「債権者」は、債権者の権利を有する者を指す。

第四条 この省令において、「債権行使」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求することを指す。

第五条 この省令において、「債権行使請求書」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を指す。

第六条 この省令において、「債権行使請求書の送達」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付することを指す。

第七条 この省令において、「債権行使請求書の送達期日」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付する日(郵送の場合は、郵送の日)を指す。

第八条 この省令において、「債権行使請求書の送達済」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付したことを指す。

第九条 この省令において、「債権行使請求書の送達済日」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日(郵送の場合は、郵送の日)を指す。

第十条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)までの期間を指す。

第十一条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間満了の日」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)を指す。

第十二条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間満了日以後の日」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)以後の日を指す。

第十三条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間満了日以後に開始する事業年度」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)以後に開始する事業年度を指す。

第十四条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間満了日以後に開始する事業年度分の法人税」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)以後に開始する事業年度分の法人税を指す。

第十五条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間満了日以後に開始する事業年度分の法人税」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)以後に開始する事業年度分の法人税を指す。

第十六条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間満了日以後に開始する事業年度分の法人税」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)以後に開始する事業年度分の法人税を指す。

第十七条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間満了日以後に開始する事業年度分の法人税」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)以後に開始する事業年度分の法人税を指す。

第十八条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間満了日以後に開始する事業年度分の法人税」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)以後に開始する事業年度分の法人税を指す。

第十九条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間満了日以後に開始する事業年度分の法人税」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)以後に開始する事業年度分の法人税を指す。

第二十条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間満了日以後に開始する事業年度分の法人税」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)以後に開始する事業年度分の法人税を指す。

第二十一条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間満了日以後に開始する事業年度分の法人税」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)以後に開始する事業年度分の法人税を指す。

第二十二条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間満了日以後に開始する事業年度分の法人税」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)以後に開始する事業年度分の法人税を指す。

第二十三条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間満了日以後に開始する事業年度分の法人税」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)以後に開始する事業年度分の法人税を指す。

第二十四条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間満了日以後に開始する事業年度分の法人税」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)以後に開始する事業年度分の法人税を指す。

第二十五条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間満了日以後に開始する事業年度分の法人税」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)以後に開始する事業年度分の法人税を指す。

第二十六条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間満了日以後に開始する事業年度分の法人税」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)以後に開始する事業年度分の法人税を指す。

第二十七条 この省令において、「債権行使請求書の送達済期間満了日以後に開始する事業年度分の法人税」は、債権者が債権者に對し、債権の行使を請求する旨を記載した書面を送付した日から起算して、当該債権行使請求書の送達済日から起算して、当該債権行使請求書の送達済期間満了の日(郵送の場合は、郵送の日)以後に開始する事業年度分の法人税を指す。

ホームページからのお申し込みは
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

<http://www.daiichihoki.co.jp>

キリトリ線

平成20年度 法人税関係 携帯版法令集

定価 2,730円(本体 2,600円) [コード 024307]

*弊社宛直接お申し込んだ場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料450円にてお届けいたします。上記のとおり申し込みます。なお、代金は現品受領後、請求書により支払います。

平成 年 月 日

〒	-
ご住所	
機関名	部署名
フリガナ ご氏名	TEL
	様 ㊟

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX 0120-302-640
(FAXはお近くの支社へ届きます)

書店印

申込書(第一法規刊)

<お客様の個人情報の取扱いについて>

お客様より預かりましたお名前・住所等の個人情報は、商品や代金請求書の発送、アフターサービス、弊社商品・サービスのご案内をするために使用いたします。ご同意のうえお申し込みくださいますようお願いいたします。ご不明な場合、また個人情報の照会、訂正、削除を希望される場合は、フリーダイヤルにてご連絡ください。お客様より預かりました個人情報は、弊社ホームページに掲載の「プライバシーポリシー」に従い適切に管理いたします。 [フリーダイヤル TEL 0120-203-696 FAX 0120-202-974]